

民間企業による公有地を活用した
電気自動車（EV）の充電ネットワーク拡充事業
公募型プロポーザル審査要項

令和6年2月
京都市環境政策局地球温暖化対策室

民間企業による公有地を活用した電気自動車（EV）の充電ネットワーク拡充事業 公募型プロポーザル審査要項

「民間企業による公有地を活用した電気自動車（EV）の充電ネットワーク拡充事業 公募型プロポーザル」に係る企画提案書の審査は、「民間企業による公有地を活用した電気自動車（EV）の充電ネットワーク拡充事業 公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において、次のとおり行う。

1 審査委員会

- (1) 審査委員会は、別表第1に掲げる者で構成する。
- (2) 審査委員会には、審査委員長を置き、環境政策局地球温暖化対策室長が務める。
- (3) 審査委員長は、審査委員会を代表し、会務を掌理する。
- (4) 審査委員会は、非公開とする。ただし、審査委員の過半数が公開を認めた場合は、この限りではない。同数の場合は、審査委員長が定める。
- (5) 審査委員会の庶務は、環境政策局地球温暖化対策室において行う。
- (6) この要領に定めるもののほか、審査委員会に関し必要な事項は、審査委員会において定めるものとする。

2 企画提案書の審査及び選定

(1) 審査及び選定の方法

- 審査委員会は、企画提案書に記載された内容で、【企業等の体制】、【設備等の整備計画】、【運営管理計画】、【利用者への配慮】、【本市の収入】を総合的に審査する。
- ア 100点を満点として、各審査員の合議により審査し、評価点及び順位を付する。
- イ 第一位の提案を行った応募者を充電事業者として選定する。
- ウ 評価点が同点の場合は、提示された本市の収入がより高額である応募者を上位として順位を付する。提示された本市の収入が同額の場合は、くじ引により充電サービス事業者を選定する。
- エ 評価点が配点合計の50%に満たない場合は、失格とする。
- オ 応募者が1者の場合でも審査・選定を行う。

(2) 審査項目

審査は、別表第2の評価の視点に従って審査する。

なお、別表2は加点を行う際の視点であり、募集要項で本市が示す最低限満たすべき仕様等について記載されていることは、前提とする。

3 審査結果の通知

- (1) 審査結果は、各応募者に文書及びメールで通知する。選定された充電サービス事業者に対しては様式第1号により、その他の者に対しては様式第2号により通知する。
- (2) 審査結果は、本市のホームページに掲載する。

別表第1

環境政策局地球温暖化対策室長
環境政策局地球温暖化対策室エネルギー事業推進課長
環境政策局環境企画部環境総務課人材育成・監察・業務改革担当課長
産業観光局クリエイティブ産業振興室伝統産業課長

別表第2

評価の視点

審査項目	評価の視点（加点を行う視点）	配点
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・募集要項「6 EV充電サービス等の仕様」及び「9 応募書類 (2) 企画提案書」に示す、記載を必須とする内容が盛り込まれたうえで、それを上回る企画提案がなされているか。 	—
企業等の体制	<ul style="list-style-type: none"> ・十分な企業規模・経営規模、資金調達の手法を確立しており、事業の実現可能性及び継続可能性が高い。 ・類似事業の実績がある。特に、官公庁との連携による公共性の高いEV充電サービスの提供実績がある。 ・本事業の実施において想定する、収入や支出の内容が具体的であり、かつ収支計画が良好である。 	20点
設備等の整備計画	<ul style="list-style-type: none"> ・現実的な事業スケジュールが示されているだけでなく、施設運営への影響や市の負担が少ない整備計画である。 ・関係法令や本市の条例を十分理解し、満足している。 ・図等の活用により整備後の状況が視覚的に理解しやすく、本市が、施設運営への影響を具体的に想像できる。 ・設置する設備の能力が、指定する仕様を超えて高い。 	20点
運営管理計画	<ul style="list-style-type: none"> ・利用率の向上や提供するサービスの改善に積極的である。 ・利用者や使用許可範囲のみの維持管理にとどまらず、EV充電サービスを提供することによる、周辺施設や市民への影響に配慮している。 ・運営上のトラブル等が発生した場合に、周囲に波及しないよう計画されている。 	20点
利用者への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・利用料金体系が、明確で廉価か。また、料金体系の設定根拠が示されている。 ・設置する設備の構造やEV充電サービスを利用するためのアプリなど、ハード・ソフトの両面で利用者がサービスを享受しやすい工夫がなされている。 ・一般的な充電サービスの提供にとどまらず、設備を導入することに伴う利用者・市民等への付加価値の創出に積極的である。 	20点
本市の収入	$\left\{ \begin{array}{l} (\text{応募者の使用料申出額 (年額)}) \\ / (\text{全応募者の使用料申出額 (年額) の最高額}) \text{ 又は} \\ (192,410 \text{ 円}) \end{array} \right\} \times 20 \text{ 点}$	20点
	合計	100点

(様式第1号)

環地 第 号
令和 年 月 日

様

京都市環境政策局
地球温暖化対策室長

民間企業による公有地を活用した電気自動車（EV）の充電ネットワーク拡充事業
公募型プロポーザルの充電サービス事業者の選定について（通知）

日頃は、環境政策の推進に御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、この度は「民間企業による公有地を活用した電気自動車（EV）の充電ネットワーク拡充事業 公募型プロポーザル」に御応募いただき、ありがとうございました。

審査委員会において、提出された企画提案書を厳正に審査した結果、貴社を充電サービス事業者として選定いたしましたので、お知らせいたします。

(本件担当)

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市環境政策局地球温暖化対策室

エネルギー事業推進担当

TEL：075-222-4555

FAX：075-211-9286

電子メール：ge@city.kyoto.lg.jp

(様式第2号)

環地 第 号
令和 年 月 日

様

京都市環境政策局
地球温暖化対策室長

民間企業による公有地を活用した電気自動車（EV）の充電ネットワーク拡充事業
公募型プロポーザルの審査結果について（通知）

日頃は、環境政策の推進に御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、この度は「民間企業による公有地を活用した電気自動車（EV）の充電ネットワーク拡充事業 公募型プロポーザル」に御応募いただき、ありがとうございました。

審査委員会において、提出された企画提案書を厳正に評価した結果、貴社を充電サービス事業者として選定するには至りませんでしたので、お知らせいたします。

貴社の今回の真摯な取組に対し、また、提案書作成等に貴重な時間と労力を注がれたことに対する心から感謝を申し上げますとともに、今後とも本市環境政策の推進に御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(本件担当)

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市環境政策局地球温暖化対策室

エネルギー事業推進担当

TEL：075-222-4555

FAX：075-211-9286

電子メール：ge@city.kyoto.lg.jp